

Q

1

## 後見人とは

このたび、後見人に選任されましたが、後見人の仕事と責任について教えてください。



A

後見人は、被後見人（後見を受ける人）の身上監護と財産管理を行います。また、行った職務の内容を家庭裁判所に報告します。

### 【後見人とは】

被後見人は、認知症，知的障害，精神障害などにより判断能力を欠くため，財産の適切な管理や治療・介護契約の締結などが自分一人ではできません。そこで，被後見人に代わって，その役割を果たすのが後見人です。

家庭裁判所は，被後見人の生活や財産の状況，被後見人との関係，後見人候補者の状況など，さまざまな事情を考慮した上で，被後見人のために誠実に，かつ責任をもって，その職務を果たすことができる方を後見人に選任しています。

### 【身上監護】

身上監護とは，被後見人の心身の状態や生活の状況に配慮して，被後見人の生活や健康，療養等に関する法律行為を行うことをいいます。たとえば，被後見人の住居の確保及び生活環境の整備，施設等の入退所の契約，被後見人の治療や入院等の手続などがあります。

### 【財産管理】

財産管理とは，被後見人の財産内容の正確な把握，年金の受領，必要な経費の支出といった出納の管理，預貯金の通帳や保険証書の保管などを行うことをいいます。

被後見人のために必要な費用は，被後見人の財産から支払ってかまいません。ただし，おおまかな金額を見積もるなどして予算を立てた上で，毎月決められた額を引き出し，その中でやりくりしてください。予想外の出費が見込まれるため，予算内でまかなえない場合は，必要に応じて家庭裁判所に相談してください。

### 【財産管理の方法】

財産管理にあたっては、できれば家計簿（普通のノートで結構です。）をつけるとともに、領収書を保管してください。

### 【後見人の責任】

このように、後見人の職務は大変重要なものです。そのため、後見人には重い責任が課せられています。後見人に不正な行為、著しい不行跡、その他後見の任務に適さない事由があるときには、後見監督人、被後見人、被後見人の親族、検察官の請求又は家庭裁判所の職権により、家庭裁判所が後見人を解任することがあります。

解任の理由には、被後見人の財産を私的に借用・流用する行為、後見人としての信用・信頼を失墜させるような行為、後見人の権限を濫用する行為、適当でない方法で財産を管理する行為等があった場合又は任務を怠った場合などがあります。

また、後見人が故意又は過失により被後見人に損害を与えた場合には、それを賠償しなければなりません。特に悪質な場合は、業務上横領等の刑事責任を問われることもあります。

### 【家庭裁判所への相談と後見監督】

後見人は、必要に応じて家庭裁判所に連絡や相談をしていただくほか、家庭裁判所（後見監督人が選任されたら後見監督人）の監督を受けることになっています（これを後見監督といいます。Q 3 参照）。